

新型コロナウイルス対策に係るこれまでの経過及び今後の方針

1. 経過・現状

- ・ 1/15 国内初の感染症患者発生
- ・ 1/27 「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
- ・ 1/30 国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
- ・ 2/28 県立学校の臨時休業決定（県立中学校・高等学校3/2～）
- ・ 2/29 県内初の感染症患者発生
- ・ 4/7 国が特措法に基づき「緊急事態宣言」を7都府県に発令（～5/6）
国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」決定
- ・ 4/16 国が「緊急事態宣言」の対象区域を全国に拡大（～5/6）
✓ 5/4 「緊急事態宣言」の期間を延長（～5/31）
- ・ 4/17 特措法に基づく「緊急事態措置」として外出等の自粛を要請（～5/6）
✓ 5/5 「外出等の自粛」の期間を延長（～5/31）
- ・ 4/25 特措法に基づく「緊急事態措置」として施設等の休業を要請（～5/6）
- ・ 5/14 国が「緊急事態宣言」の対象地域を変更（宮城県解除）
- ・ 5/15 「緊急事態措置」としての外出等の自粛を「要請」に変更（5/15～）
- ・ 5/25 国が「緊急事態宣言」を全面解除
- ・ 5/26 特措法に基づく外出等の自粛要請を「任意」の要請に変更
- ・ 6/1 ステップ①へ移行
- ・ 6/2 東京都が「東京アラート」を発令（6/11解除）
- ・ 6/19 ステップ②へ移行

2. 外出について段階的緩和の目安

出典：令和2年5月26日 宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとします。

時期	外出自粛等	
	県をまたぐ移動等	県外からの観光客の呼び込み
【移行期間】 ステップ① 5月26日～	△ 不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるようお願いします。また、その他の都道府県についてもなるべく移動を控えるようお願いします。	△
ステップ① 6月1日～	○ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するようお願いします。	県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組みようお願いします。観光地において人と人との間隔を確保するようお願いします。
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	○	○
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	○	○